

教えて!
消費生活 Q&A



～ 災害に便乗した悪質商法に注意～

Q

来訪した事業者に「先日の台風で屋根が壊れているようだ。損害保険で負担なく修理ができる。」と勧められ申込書にサインした。その後、知り合いの業者に相談したら修理の必要はないと言われた。契約をやめたい。

A

自然災害による住宅修理について「保険が使える」と勧誘されても、損害保険が実際にいくら支払われるか、そもそも保険金が支払われるかどうかも分かりません。まずは自身が加入している保険の契約内容を確認し、契約している保険会社に確認しましょう。住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、高額な手数料を請求される場合もあります。その場ですぐに契約せず家族や周りの人に相談しましょう。クーリング・オフできる場合もあります。